

コンセッション		仙台空港特定運営事業《国土交通省航空局》
<p>■概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が所有・運営する空港基本施設等に対してコンセッション手法を導入したもの。民間事業者はターミナルビルとの一体運営を行うため、ビル会社の株式を買い取る。 		
<p>■事業実施の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台空港は、空港及び東北地方の特長・周辺環境を踏まえ、旅客者数・貨物取扱数料の回復・増加による空港の活性化と空港周辺地域の活性化を図ることで、東北地方における東日本大震災からの本格的な復興を牽引することが期待されていた。 ・ただし、コンセッション手法導入前の仙台空港は、国が所有する空港基本施設等、航空旅客取扱事業者、航空貨物取扱事業者が各々所有する航空旅客取扱施設及び航空貨物取扱施設、駐車場施設事業者が所有する駐車場施設が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていなかった。 ・そこで国は、空港本来の機能を最大限発揮させるため、運営権者に空港運営事業を実施させるとともに、本空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港運営を実現するため、本事業を実施することとした。 		
<p>■PPP/PFI 手法導入のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港の一体的運営を実現するため、運営権者が旅客ビル施設事業者及び貨物ビル施設事業者の株式を買い取ることとしている。 		
《事業データ》		
公共施設等の規模	敷地面積 239ha	
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・30年間(空港運営事業が開始された日から運営権設定日の30年後の応当日前日まで) ・事業期間について、運営権者が延長期間30年以内で期間延長の申出を行うことも可能(但し、運営権設定日の65年後の応当日の前日を超えることはできない)。 	
事業類型	<p>独立採算型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着陸料・駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者、ビル施設テナント等からの施設利用料金等は運営権者が収受。 ・運営権者は本事業の実施に要する全ての費用を負担。 	
官民の役割分担	<p>【公共の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港基本施設等の保有・管制業務の実施・許認可の実施等 <p>【民間事業者の業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①空港基本施設等事業(空港基本施設等の維持管理業務・同施設等の運営業務・着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出・収受) ②空港航空保安施設運営等事業(空港航空保安施設の維持管理業務・同施設の運営業務・同施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出・収受) ③環境対策事業(航空機騒音障害防止法に規定する事業等) ④その他附帯する事業(規程の策定等・空港用地貸付事業・駐車場施設事業・ハイジャック等防止対策に関する費用負担・協議会への出席) ⑤ビル施設等事業(旅客ビル施設事業・貨物ビル施設事業・航空機給油サービス事業・空港用地内において実施する自主事業) <ul style="list-style-type: none"> ・更新投資:運営権設定対象施設に係る更新投資等は運営権者が実施(所有は国)。国は公益上の理由から更新投資を行うことがある。 ・非運営権施設に係る投資(更新投資に限らず)は運営権者が実施 	
VFM	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者等自らが本事業を実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと運営権者が支払う運営権対価の比較による評価を実施した。 ・平成 23～25 年度の空港別収支等では本事業に相当する収支は経常損失を生じている。これに対して優先交渉権者が運営権対価を 22 億円とする提案をしたもの。 	

運営権対価の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者が支払う対価は以下のとおり。 ①旅客ビル施設事業者株式の取得対価 ②貨物ビル施設事業者株式の取得対価 ③運営権者譲渡対象資産の取得対価 ④運営権の設定に対する対価 ・運営権対価は一括払い。 	
事業者 ◎は代表企業 ◆は地元企業	◎東京急行電鉄(株)、前田建設工業(株)、東急不動産(株)、豊田通商(株)、(株)東急エージェンシー、東急建設(株)、(株)東急コミュニティー	
応募グループ	4 グループ	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 10 月に「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針」を策定し、仙台空港を活性化し、復興の起爆剤とする方針を公表(宮城県) ・平成 25 年 3 月に「仙台空港活性化・空港周辺地域開発に関する調査報告書」を公表。 ・平成 25 年 11 月～12 月にマーケットサウンディングを実施(国) <p>【実施方針公表以降のスケジュール】</p>	
	平成 26 年 4 月	実施方針の公表
	平成 26 年 6 月	募集要項等の公表(国) 参加資格確認要領の公表(県):事業者選定手続きの開始に先立ち、県が仙台空港ビル(株)及び仙台エアカーゴターミナル(株)の株式を取得する者としての適性を確認する手続
	平成 27 年 9 月	優先交渉権者の選定
	平成 27 年 12 月	公共施設等運営実施契約の締結
官民対話の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ①平成 25 年 11 月にマーケットサウンディングを実施。関心表明書を提出した者から、意見を募集。資料として基本スキーム(案)等を配布し、インフォメーションパッケージを貸与。 ②実施方針公表後の説明会開催及び意見の受付(平成 26 年 5 月) ③-1 募集要項等公表後の説明開催及び質疑応答(平成 26 年 6 月～9 月) ③-2 参加資格要領等公表後の質疑応答(平成 26 年 6 月) ④競争的対話の実施(平成 27 年 2 月～7 月) 	

■ PPP/PFI 手法導入の効果

- ・優先交渉権者の提案では旅客数の目標値は提案時の 324 万人から、5 年後には 410 万人、30 年後には 550 万人とされている。
- ・また、路線を増やし、航空需要を増やすことや空港活性化と設備投資の実施(設備投資総額約 340 億円)等も提案されている。



(出所)国土交通省公表資料

〈補足〉実施方針公表前に官民対話等にて提示された資料

<p>マーケットサウンディング (平成 25 年 11 月)</p>	<p>【基本スキーム(案)】:実施方針に国が盛り込むべきと考えている空港運営事業の実施条件に関する事項の内、主なものについて考え方を示したもの。本案が最終的な実施スキームになるとは限らず、意見募集の結果や個別空港ごとの実情に合わせて実施スキームが構築される。</p> <p>【インフォメーションパッケージ】:以下の情報を取りまとめたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港概要(基本情報・空港利用実績・運航状況・時間毎発着回数等) ・空港運営事業 事業情報(収支情報・着陸料等収支・貸付料収入・空港整備経費・人件費等) ・施設情報(各施設の一覧等) ・駐車場施設事業 事業情報(現在の駐車場事業者の概要・決算情報・設備の状況等) ・施設情報(各施設の状況) ・環境対策事業 ・地域との共生に関する事業 ・航空機給油サービス事業者の概要 <p>～関心表明書及び誓約を提出した民間事業者に配布・貸与</p>
--	---